

「認定の基準」についての分野別指針
—マーケットリサーチに関わるサービス—

JAB PD358:2019

第3版:2019年5月15日
第1版:2010年06月01日

公益財団法人日本適合性認定協会

目次

0. 序文	3
1. 適用範囲	3
2 引用文書	4
3 定義	4
4. 一般要求事項	4
5. 組織運営機構に関する要求事項	5
6. 資源に関する要求事項	5
6.1 認証機関の要員	5
6.2 評価のための資源	5
7. プロセス要求事項	5
7.1 一般	5
7.2 申請	5
7.3 申請のレビュー	5
7.4 評価	5
7.5 評価結果のレビュー	6
7.6 認証の決定	6
7.7 認証文書	6
7.8 認証された製品の登録簿	6
7.9 サーベイランス	6
7.10 認証に影響を与える変更	6
7.11 認証の終了, 範囲の縮小, 一時停止又は取消し	6
7.12 記録	6
7.13 苦情及び異議申立て	6
8. マネジメントシステム要求事項	6

「認定の基準」についての分野別指針
ーマーケットリサーチに関わるサービスー

0. 序文

本文書は、マーケットリサーチ（市場・世論・社会調査の総称として使い、MR と略す）を提供するサービスの認証を行う製品認証機関（以下、認証機関という）に対して、JIS Q 17065(ISO/IEC 17065 IDT、以下 JIS Q 17065 という)適用し、認定する際に適用する指針である。

なお、PC001 4.2 項に基づき一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会(備考参照)が規定する ISO 20252 マーケットリサーチサービス製品認証制度の認証スキーム(以下、MR 認証スキームという)の要求事項を本指針に採用する。

備考 日本マーケティング・リサーチ専門会社が集まり、マーケティング・リサーチの健全な発展と普及、倫理の確立を目指しており、ISO 20252 の認証スキームオーナーでもある。
URL:<http://www.jmra-net.or.jp/>

1. 適用範囲

※ 末尾の【 】内に関連する文書とその項番号を示す。

1.1 本指針は、MR サービス及びMR データ収集サービスを認証の対象として ISO 20252 に基づいて MR に関わるサービスの認証を行う認証機関に適用する。

1.2 認定範囲分類

マーケットリサーチに関わるサービス

1.3 認証対象製品

MR サービス及びMR データ収集サービス【PC001 4.1, 5 をもとに補足】

備考：MR 認証スキームは個別の MR プロジェクトや MR 報告書の内容そのものは認証の対象としていない。【PC001 13】

1.4 認証基準

1.4.1 MR サービス認証

ISO 20252 のすべての要求事項【PC001 4.3】

1.4.2 MR データ収集サービス認証

ISO 20252 の「4.5.2 クライアントとの関係性管理」を除く各節、各項、各附属書(A~F)の要求事項【PC001 4.3】

1.5 製品認証スキームのタイプ

6 とする。【PC001 6】

2 引用文書

本指針において、引用又は言及している年番表示のない文書については、最新版を意味する。

2.1 引用文書

- a) JIS Q 17065 : 適合性評価－製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項 (ISO/IEC 17065 IDT)
- b) ISO 20252:2019 Market, opinion, and social research, including insights and data analytics – Vocabulary and service requirements (対訳：市場・世論・社会調査及びインサイト・データ分析－用語及びサービス要求事項) (以下、ISO 20252 という)
- c) JAB PD200 製品認証機関の認定の手順 (以下、PD200 という)
- d) International Classification for Standards(ICS) (以降、ICS コードという)
- e) JMRA PC001 ISO 20252 マーケットリサーチサービス製品認証制度の認証スキーム (以下、PC001 という。一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会 ISO 20252 認証協議会 発行、備考3 参照)

備考1 ICS コードは ISO から発行されており、ISO ウェブサイト(www.iso.org)で閲覧及びダウンロード可能である。

備考2 ISO 20252 の日本語表記は ISO 20252 英和対訳版(一般財団法人日本規格協会 発行)に従う。なお、本国際規格については、当該規格を基に技術的内容及び構成を変更することなく作成された日本工業規格 (以下、「JIS」という) が発行された時点で、同 JIS に読み替える。

備考3 本文書は、以下の URL から入手できる。

URL:<http://www.jmra-net.or.jp/>

3 定義

JIS Q 17065 3 項による他、PC001 3 項による。なお、PC001 3.5 項における「供給者」とは、JIS Q 17065 における「依頼者」及び「申請者」に同じである。

4. 一般要求事項

4.1 法的及び契約上の事項

4.1.1 法的責任

JIS Q 17065 4.1.1 項による。

4.1.2 認証の合意

JIS Q 17065 4.1.2 項による他、認証機関は PC001 8.4 項及び 14 項について依頼者と合意しておかなければならない。

4.1.3 ライセンス、認証書及び適合マークの使用

JIS Q 17065 4.1.3 項による他、PC001 13 項による。なお、認証マークは法的に保護し、認証マークを使用する場合に、他者の権利に抵触するおそれのないようにする。

4.2 公平性のマネジメント

JIS Q 17065 4.2 項による。

4.3 債務及び財務

JIS Q 17065 4.3 項による。

4.4 非差別的条件

JIS Q 17065 4.4 項による。

4.5 機密保持

JIS Q 17065 4.5 項による。

4.6 情報の公開

JIS Q 17065 4.4 項による。

5. 組織運営機構に関する要求事項

JIS Q 17065 5 項による。

6. 資源に関する要求事項

6.1 認証機関の要員

JIS Q 17065 6.1 項による他、PC001 12 項による。なお、評価結果のレビューアーは、評価活動の結果の適切性、十分さ及び有効性の検証を行うために、評価の項目、合否基準、評価の方法に関する知識を有していることが望ましい。認証の決定者は、レビュー結果の妥当性を判断し、認証の決定を行うために、認証基準、認証スキーム、適合性評価制度に関する知識を有していることが望ましい。なお、評価結果のレビューアーと認証の決定者は兼ねることができる。

6.2 評価のための資源

JIS Q 17065 6.2 項による。

7. プロセス要求事項

7.1 一般

JIS Q 17065 7.1 項による。

7.2 申請

JIS Q 17065 7.2 項による。

7.3 申請のレビュー

JIS Q 17065 7.3 項による。

7.4 評価

JIS Q 17065 7.4 項による他、PC001 10.2 項～10.6 項による。なお、PC001 10.1 項については、依頼者の実施状況について確認しなければならない。

7.5 評価結果のレビュー

JIS Q 17065 7.5 項による。

7.6 認証の決定

JIS Q 17065 7.6 項による他、PC001 11.1 項による。

7.7 認証文書

JIS Q 17065 7.7 項による他、認証範囲は PC001 5 項による。また、認証の有効期間は 3 年である。【PC001 7】なお、認証された製品の ICS コードは 03.080.30 消費者へのサービスとする。

7.8 認証された製品の登録簿

JIS Q 17065 7.8 項による他、PC001 15 項による。

7.9 サーベイランス

7.9.1 定期サーベイランス

JIS Q 17065 7.9 項による他、PC001 8 項による。

7.9.2 再認証

PC001 9 項による。

7.10 認証に影響を与える変更

JIS Q 17065 7.10 項による。

7.11 認証の終了，範囲の縮小，一時停止又は取消し

JIS Q 17065 7.11 項による他、PC001 11.2 項による。

7.12 記録

JIS Q 17065 7.12 項による。なお、記録は、現行の認証サイクルの残りの期間に、更に少なくとも 1 回の認証サイクル期間を加えた期間保管することが望ましい。

7.13 苦情及び異議申立て

JIS Q 17065 7.13 項による他、PC001 11.3 項による。

8. マネジメントシステム要求事項

JIS Q 17065 8 項による。

以上

改定履歴 (公開文書用)

版 番号	改定内容概略	発行日	文書責任者	承認者
1	新規発行	2010-06-01	プログラムマネ ジャー (製品)	製品技術 委員会
2	・ ISO/IEC 17065の発行に伴う改定 ・ ISO 20252:2012の発行及びスキームの改 定に伴う改定	2014-04-01	プログラムマネ ジャー (製品)	製品技術 委員会
3	・ 項番をJIS Q 17065の項番と整合化 － 序文・適用範囲の書きぶりを整理(1項) － 各項の並びをJIS Q 17065の項番順に 整理(全項) － レビューアー及び認証決定者の力量 について指針を追加(6.1項) ・ ISO 20252:2019の発行及びMR認証スキ ーム改定への対応 － スキーム文書要求事項の丸ごとの引 用をやめ、項番のみの引用に(全項) － 依頼者への要求事項(「適用宣言書」 の作成)について認証機関を主語にし て読み替え (7.4項)	2019-5-15	マネジャー (製品)	技術部長

公益財団法人日本適合性認定協会

〒108-0014 東京都港区芝 4 丁目 2 番 3 号

NMF 芝ビル 2F

Tel.03-6823-5700 Fax.03-5439-9586

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。